

医業経営情報

NO. 84 御子息等への報酬支払いの可否や学費捻出方法等

病医院を経営している先生（以下、先生と書きます。）の御子息、御令嬢又は御令孫（以下、御子息等と書きます。）が医学部又は歯学部を目指す割合は非常に高いです。

国公立の医学部又は歯学部ならば学費も少なくとも済みますが、国公立大学に合格できる人は限られており、多くの御子息等は私立大学に入学します。

私立大学の場合、6年間の学費だけで2,000万円～4,000万円かかりますし、この他にマンション等の家賃や生活費も入れると医学部又は歯学部に一人通わせるには5,000万円以上はかかっているようです。

このため多くの先生は御子息等の学費（教育費）の捻出に苦心されています。

ポピュラーな学費捻出方法

学費捻出方法として最もポピュラーな方法は、御子息等に対して報酬を支払うことです。

御子息等に対して報酬を支払う理由は、所得税が節税できるからです。

所得税は超過累進税率となっており、所得が多ければ多いほど税率は高くなります。

ですから所得が多い先生の給料を増やすより、所得がない御子息等へ給料を支払った方が所得税の税率が低くなり、その分所得税を節税できます。

- 例
- ・ 理事長報酬として年間3,000万円もらっている先生の所得税率……40%
 - ・ 御子息等に年間200万円の理事報酬を支払った場合の所得税率……5%



もし、御子息等に報酬を支払わずに、先生の理事長報酬を3,200万円に増額すると35%（70万円相当）も所得税を多く支払うことになる。

なお、個人開業の病医院では御子息等に対して報酬を支払うことはできません。

個人開業の場合、親族に対して支払う報酬は青色事業専従者給与の特例を受ける必要がありますが、この特例を受けるには専ら事業に従事していることが条件となるので、学生がこの特例を受けることが出来ないからです。

したがって、御子息等に対して報酬を支払うのであれば医療法人の理事、又はMS法人の取締役就任する必要があります。

学生が非常勤役員に就任することの可否

御子息等に対して報酬を支払うには、まず御子息等を医療法人の理事、又はMS法人の取締役就任させる必要があります。

理事や取締役（以下、役員と書きます。）に就任させなくても、実際に手伝っていて勤務実績があれば、勤務時間に対する時給を支払うことは可能です。

しかし、一般的には医学部又は歯学部に通いながら実家の病医院の手伝いをしているケースはほとんどありません。

したがって、御子息等に対して報酬を支払うのは非常勤が前提となります。

経験豊富な壮年者であれば経営顧問や技術顧問として非常勤報酬を支払うことは可能ですが、まだ在学中の御子息等に対して顧問として非常勤報酬を支払うのはちょっと無理があると思います。

ですから、非常勤役員に就任させる必要があるのです。

非常勤役員の職務は、理事会や取締役会に出席して経営的な判断を行ったり法人の運営に関する意見を述べること等ですが、理事会や取締役会は夜間や休日に開催することが出来るので、学生であっても十分その職務を行えます。

問題は学生が非常勤役員に就任しても良いかどうかです。

まず、医療法人の理事への就任ですが、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱には理事の適格性について「実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当ではない」と書かれています。この医療法人運営管理指導要綱には未成年者や学生は駄目と書かれていませんので、学生であってもちゃんと理事会等に出席している事実があれば就任は可能です。

しかし、一般的な医療法人の監督官庁は各都道府県なので、都道府県により理事の適格性に関する指導が若干異なっています。

例えば東京都や静岡県では「未成年者が役員に就任することは望ましくありません。」と指導していますが、北海道では「未成年者の場合は、自分の意志で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していること（義務教育終了程度の者）。」と指導しています。

全体的には未成年者は望ましくないと指導している都道府県の方が多いいことを考慮すると、未成年者の就任は自粛し、学生であっても20歳以上であれば就任できると解釈して下さい。

次にMS法人の取締役への就任ですが、会社法その他の法律には取締役について年齢上の制限はありません。

しかし、民法第5条に「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」と規定されています。

取締役に就任するということは会社と委任契約を結ぶという法律行為を締結することになるので、法定代理人である親の同意が必要になります。

つまり、MS法人の場合は未成年者でも取締役に就任できますが、民法第5条のことを考えるとなるべく未成年者の就任は避けるべきだと思います。

御子息等への報酬支払いの可否

御子息等が役員に就任できたことと、御子息等に対する非常勤報酬の支払いが税務上認められるかどうかは別問題です。

以前、「北海道庁が未成年者の理事就任を認めているので未成年者に役員報酬を支払っても税務署から否認されない」と話している方がいましたが、これは誤った考え方です。

法人税法では役員の適格性について何ら規定がなく、役員報酬が経費として認められるかどうかは、下記の2つの基準から判断されます。

①実質基準

個々の役員ごとに職務の内容、その法人の収益や使用人に対する給与支給状況、同業類似規模法人の役員報酬の支給状況等と照らし、不相当に高額であるかを税務署が判断します。

②形式基準

定款や社員総会等で役員報酬について定めているかどうか、その法人の議事録等から判断します。

したがって、役員に就任できても、実質的に役員としての職務を行っていないと税務署が判断したり、役員報酬が不相当に高額だと税務署が判断する場合がありますので、特に未成年者や学生の場合には理事会や取締役会に出席した記録を残すようにして非常勤役員としての職務を行っている証拠を用意するとともに、あまり高額な役員報酬を支払わないようにすべきです。

御子息等へ報酬を支払うことのデメリット

前述したように御子息等へ報酬を支払うことは、先生自身の役員報酬を増額するより所得税を節税できますが、御子息等へ報酬を支払うことにより生じるデメリットがいくつかあります。

御子息等に対して報酬を支払うかどうかの判断は、税務上のメリットだけで決めるのではなく、下記デメリットについても考慮の上決めるべきです。

デメリット① 健康保険の被扶養者から除外される

病医院が医療法人化していて政府管掌の社会保険に加入している場合、健康保険の被扶養者となれるのは年間収入が130万円未満の親族と限られています。

したがって、御子息等に対して年間130万円以上の報酬を支払うと、御子息等は先生の扶養者から除外され、御子息等は国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険は世帯単位で保険料を計算しますので、たとえ世帯のうち御子息等だけが国民健康保険に加入するだけでも、先生を含めた世帯全体の収入で保険料が計算されるので保険料が非常に多額になります。

なお、被扶養者に所得制限を設けているのは政府管掌の社会保険だけなので、先生の健康保険が国民健康保険、医師国保又は歯科医師国保の場合は、御子息等にいくら報酬を支払っても健康保険の被扶養者から除外されません。

デメリット② 研修医はアルバイトが禁止されている

御子息等が医師又は歯科医師になると臨床研修を受けなければなりません、臨床研修の期間はアルバイトが禁止されています。

研修医のアルバイト禁止は法律には明記されていませんが、国会の付帯決議として採択された臨床研修制度の基本3原則の一つに「アルバイトせずに研修に専念できる環境を整備」と書かれています。

このように法律でアルバイトが禁止されている訳ではないので、研修医がアルバイト禁止に違反しても研修医自身には何ら罰則はありませんが、研修病院に対しては研修医の定員の削減、補助金の返還、研修病院の指定を取り消すなどの処分があり得るので、研修病院の方がアルバイト禁止を徹底しようとしています。

厚生労働省は、医療関係以外のアルバイトだけでなく給与所得となる全ての副業を禁止という見解を示しており、非常勤役員報酬も給与所得になる以上自粛すべきだと思います。

ちなみに不動産収入や配当収入はアルバイトには該当しないので、もし御子息等にこれらの収入があっても問題ありません。

デメリット③ 自治体立病院は兼業が禁止されている

御子息等が臨床研修終了後に自治体立病院で勤務する場合は兼業が禁止されています。国立病院であれば国家公務員法第103条（私企業からの隔離）の規定が、県立又は市立病院であれば地方公務員法38条（営利企業等の従事制限）の規定が適用されるからです。

例えば国家公務員法には「会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。」と書かれていますので、非常勤役員への就任も当然禁止されています。

とはいえ、勤務医については公務員のように厳密に兼業禁止を徹底していないようなので、役員に就任していても無給であれば問題にはなっていませんが、役員報酬をもらっていると問題になる可能性を否定できません。

MS法人を活用した学費捻出方法

冒頭で御子息等に対して報酬を支払うというポピュラーな学費捻出方法を紹介しましたが、MS法人を活用した上手な学費捻出方法を2つ紹介します。

①配当を出す方法

MS法人は株式会社又は有限会社なので配当を出すことができます。配当は株式さえ所有していれば未成年者でも学生でも支給することが可能です。

また、配当所得は研修医のアルバイト禁止にも、自治体立病院の兼業禁止にも抵触しません。

配当は、支給した会社の経費にならない代わりに、配当をもらった個人の方は配当

控除があるのでほとんど課税されません。

配当控除とは配当金額の10%を所得税から控除してもらえる制度です。

例えば御子息等が100万円の配当をもらったとします。配当控除がなければ御子息等の所得税は31,000円になりますが、配当控除があるので所得税は0円で済みます。

なお、配当控除は住民税にもありますが、控除される率が2.8%と少ないので年50万円以上の配当を出すと住民税が課税されます。

②医療法人の出資持分をMS法人が買い取る方法

病医院が医療法人化されていないと利用できない方法ですが、医療法人化されていると非常に有効な方法です。

先生が所有している出資持分は配当がもらえないので、ただ単に持っているだけの資産です。

しかし、このただ単に持っているだけの資産をMS法人に売却することで、出資持分を現金化でき、学費に充てることが可能になります。

医療法人の出資持分を営利法人が所有して良いのか？とよく質問されますが、厚生省（当時）が平成3年1月17日に東京弁護士会宛に出した回答書があります。

この回答書の中で株式会社その他の営利法人が出資によって医療法人に財産を提供する行為は可能と回答しています。

また、出資持分が無くなると医療法人の支配権を失うのでは？という質問もよくされますが、もともと医療法人の議決権は社員1人につき1個となっているので、出資持分の多寡は医療法人の支配権と全く関係ありません。

上記以外にも生命保険を活用した学費捻出方法等がありますが、紙面の都合上説明を省略致します。

ただし、どの学費捻出方法も、病医院が医療法人化しているかMS法人がないと利用できないという点は共通しており、個人開業の病医院のみの場合には、普通に先生の所得の中から学費を捻出する以外に今のところ有効な方法は無いと思います。

平成21年9月8日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹